

# 独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成23年度業務実績評価

## 1. 総合評価

評価結果		A (質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現) 18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
サービスの質の向上		4点×25%+4点×15%+3点×20%+4点×20%+3点×20%=3.6点	A
①情報提供 (25%)	A (4点)	<b>総合評価のポイント</b> ○評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「サービスの質の向上」60%、「業務運営の効率化」20%、「財務内容」20%とした。「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務内容に応じて「情報提供」「権利化推進」「人材育成」に細分化し、各事項において予算・人員によりウエイト付けをしている。 ○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、「イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う」、「中小企業の知財活用を促進する」との方向性が示されているところであり、知的創造活動の成果を権利として保護し、その利用を促進する産業財産権制度の担う役割はますます重要となっている中、情報・研修館は第3期中期目標期間において産業財産権制度を支える「情報」と「人」という基盤の整備・強化に向けてユーザーサービスの向上と業務運営の効率化に取り組むことを期待。  <b>【評価】</b> ○工業所有権に関する情報提供・人材育成など産業財産権を支える「情報」と「人」という基盤の整備・強化に向けて与えられた重要な任務を誠実・着実に遂行している点を高く評価する。また、それらの地道な任務遂行に当たって、不断に創意工夫を重ねてきていることにも注意すべきである。平成23年度においては、これから一段と重要性を増す外国との関係（特に中国・韓国などのアジア諸国）について、先を見据えて積極的に取り組んでおり、特に中国における知財リスクに対	
②権利化推進 (15%)	A (4点)		
③人材育成 (20%)	B (3点)		
業務運営の効率化 (20%)	A (4点)		
財務内容 (20%)	B (3点)		

(注) 各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

応して様々な施策を新たに行った点を高く評価する。

- 特許電子図書館（IPDL）事業の将来的な廃止、民間人材を対象とした研修の縮小など情報・研修館の主要機能ともいべき事業の縮減が予定されている一方で、コスト低減要求に応えるべく重要事業への絞り込みを的確に行い、その上で知的財産プロデューサーや広域大学知的財産アドバイザーなどの情報・研修館ならではの人脈やノウハウを活かした権利化推進事業を知財の活用を促進するという社会的ニーズに呼応して立ち上げた点を評価したい。
- 新理事長のリーダーシップが発揮され、経費削減と業務の質の向上、新事業への取組が高いレベルで実行されている。これは、理事長をはじめとするマネジメント層と現場職員との密接なコミュニケーションによる全体の意識向上がもたらした成果といえよう。今後の知財を巡る外部環境は更に変化が激しくなると予想されるため、その変化を先取りしながら引き続き我が国の知財インフラの強化に貢献されることを期待したい。
- 東日本大震災の際には、特許庁に設置した特別相談窓口と連携をするなど情報・研修館に期待される機能を確実に発揮したと認められる。

## 2-1. サービスの質の向上（情報提供）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b>  <b>18年度：A、19年度：B、20年度：A、21年度：B、22年度：B</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>○基本的に地味な業務であるが、必要な業務を地道に実施しつつ、その中で不断の創意工夫を重ねてさらにサービスを向上させようとする態度が顕著であり、高く評価できる。特許電子図書館（IPDL）におけるロボットアクセス対策や相談事業における産業財産権相談サイトの充実化などは地味ではあるがユーザーにとって利便性向上につながる重要な取組である。</p> <p>○廃止予定の事業である特許電子図書館（IPDL）に関し、コスト削減の要求がある中で利便性の向上やデータの充実化が図られており、従来からのユーザーフレンドリーな態勢が維持・発展させられている。</p> <p>○他の事業で効率化した予算・人員のリソースを再配分し、中国の実用新案について和文抄録検索サービスの提供を開始したことは、中国の知財リスクに積極的かつ機動的に対応するものであり、ユーザーニーズに即応したものとして高く評価する。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>1. 工業所有権情報普及業務 出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○廃止が予定される特許電子図書館事業に関してはコスト削減の要請下でロボットアクセス制限などの工夫により効率的に利便性の向上を図っている点を評価したい。ロボットアクセス対策は地味ではあるがユーザーにとって利便性向上につながる重要な施策である。</p> <p>○近年、増大しつつある中国での知財紛争を背景として、民間企業等に多大な影響を与える中国実用新案について、和文抄録検索サービスの提供を開始したことは高く評価できる。中国における知財リスクは「にせものリスク」から「訴訟リスク」さらに「戦略リスク」へと進展している中で、中国実用新案の和文抄録検索サービスは重要かつ効果のある施策であり、他の事業で効率化した予算・人員のリソースを再配分し、膨大な量の中国実用新案について日本語訳分の提供をタイムリーに実施したことはユーザーニーズ</p>	

【23 年度計画の主なポイント】

- ・特許電子図書館（IPDL）により工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてのサービス向上を図るとともに、年間 8,000 万回以上の検索回数を維持する。

- ・中小・ベンチャー企業等を対象とした IPDL の

に迅速・的確に呼応したものである。ただし、英文データを機械翻訳していることから、所望の文献が的確に検索できるかなど効率及び精度に関する評価を今後の検討課題としたい。

- 高度産業財産権ネットワーク（AIPN）に基づく情報提供の充実は、特許審査ハイウェイ（PPH）の促進についてはユーザーの利便性向上に寄与する重要な取組であると評価できる。特に、年度別検案件数が着実に増大していることから、審査結果等の情報提供事業が他国での権利取得に関する環境整備に貢献しつつあると推測できる。

【実績】

- 明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等を文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能な特許電子図書館（IPDL）サービスを提供。
  - ・蓄積件数 約 8,400 万件（平成 22 年度末 約 8,040 万件）
  - ・検索回数 87,762,326 回（達成度 109%）
- 費用対効果を精査した上で、制度改正・国際関係への対応、不具合対応及びユーザーニーズへの対応の中でも、必要不可欠なものに限定して以下の機能改善を実施し、IPDL サービスの向上を実施。
  - ・制度改正対応：商標検索における商標国際分類第 10 版の追加、商標類似群コードの改正に伴う新類似群コードの追加、審決・訂正の部分確定公報の照会機能の追加 等
  - ・不具合対応：特許公報の欠落していたイメージデータの追加、協議不成立意匠出願の秘密解除対応 等
  - ・ユーザーニーズ対応：経過情報の検索範囲期間の拡大、検索キーの文字を文献上でカラー表示するハイライト表示機能の追加、文献単位 PDF 認証画面の認証数字を音声で再生する機能の追加 等
- アクセス集中による検索速度の低下などを回避するための対応として、英語検索サービスにおいて同一の IP アドレスからの 1 日のアクセス回数の上限值を下げるなどロボットアクセス対策を実施。
- 増大する中国知財リスクへの対応として、中国実用新案の和文抄録検索サービスの提供を開始し、企業等が容易に中国実用新案文献にアクセスできる環境を整備。
  - ・蓄積件数：5 万件（新規）

- IPDL の利用促進を図るため初心者向け講習会を全国 7 箇所 10 回開催。

<p>説明会等を全国5箇所以上で開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許庁における審査経過等の工業所有権情報について全件（未公開情報は除く）を標準的なフォーマットに変換し、外部提供を行う（整理標準化事業）。</li> <li>・他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集するとともに、26万件以上の和文抄録を作成し利用者に提供する。</li> <li>・特許庁の平成23年公報発行計画により発行される日本の公開特許公報の英文抄録を発行される全件について作成し、他国の工業所有権庁に提供する。</li> <li>・特許庁と他国の特許庁との合意に基づき、公報の書誌データを発行される全件を整理し他国特許庁に提供する。また、Fターム等の検索コードに関する情報を英訳し、提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等開催箇所 7箇所（達成度140%）</li> <li>・延べ参加人数 244名（平成22年度 245名）</li> </ul> <p>○特許庁が保有する審査経過等のデータについて、公開可能な情報全てを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーの自社内DB構築等の工業所有権情報の効率的活用を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理標準化データの外部提供件数 12,852,086件（公開可能な情報全件。達成度100%）</li> </ul> <p>○他国との最新の合意内容を基に入手が必要となるデータを事前に特定するなど特許庁との連携を図って、米国特許商標庁、欧州特許庁等他国の工業所有権情報を収集し、保管及び管理を実施。特許審査の迅速化に資するため、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書等については和文抄録を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDLを通じて一般のユーザーに対して提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和文抄録の作成件数 269,928件（達成度104%）</li> </ul> <p>○平成23年7月の産業構造審議会知的財産政策部会において発表した「国際知財戦略」における「中国の実用新案はアクセスが困難であり、実用新案に基づく訴訟も発生していることから、対策が早急に必要」との指摘を踏まえ、中国実用新案英文抄録の日本語翻訳を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDLを通じて一般のユーザーに対しても提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国実用新案の日本語翻訳 250,000件（新規）</li> </ul> <p>○他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、日本公開特許公報を「特許協力条約」において国際調査機関が必ず調査しなければならない「最小限資料」とするための条件とされている公報英文抄録（PAJ）を作成し、海外の国際調査機関に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開特許英文抄録の作成件数 259,701件（公報発行件数全件。達成度100%）</li> </ul> <p>○日米欧三極特許庁及び日中の工業所有権庁間の合意に基づく審査協力の一環として、特許庁が発行する公開特許公報等の漢字書誌データを作成し、欧州特許庁及び中国国家知識産権局に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開特許公報等の書誌データ作成件数 550,297件（対象公報全件。100%）</li> </ul> <p>○我が国の特許文献を検索する際に有用であるFタームの解説書等を英文に翻訳し、海外での我が国特許文献検索時の利便性向上を図った。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・和文抄録、英文抄録、F ターム解説書等の翻訳品質の維持・向上のための評価調査を実施する。</li> <li>・他国の工業所有権庁の要望も取り入れながら、審査結果情報を提供するシステムの整備・運用を行うとともに、語彙数を増加して基幹機能である翻訳機能の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語版 F ターム解説書 2 テーマ (平成 22 年度 100 テーマ)</li> <li>・英語版 F タームリスト 2 テーマ (平成 22 年度 100 テーマ)</li> <li>・英語版 FI データ 3,141 件 (平成 22 年度 457 件)</li> </ul> <p>○特許庁に提供している翻訳情報の品質維持・向上のため、外部の専門家による評価調査を実施 (文章評価 480 件、専門用語評価 2,580 件)。いずれも良好な結果。</p> <p>○他国への審査協力を通じ我が国出願人の迅速かつ的確な権利取得に資するため、「高度産業財産ネットワーク (AIPN)」による日本国特許庁の審査結果等に関する情報をインターネットを介して諸外国・機関に提供。他国の審査負担を軽減するとともに、特許審査ハイウェイ (PPH) 制度を通じて我が国出願人が他国において簡便な手続により迅速・的確な権利取得が可能となる環境整備に寄与。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AIPN 提供先 56 か国・機関 (平成 22 年度 41 か国・機関)</li> </ul> <p>※他国特許庁は本システムを利用できることが PPH 利用の前提</p> <p>○日本語の審査関連情報を英語で参照可能とするため、機械翻訳辞書に新たに約 5,000 語の辞書データを追加するとともに、外国特許庁の審査官から機械翻訳の誤訳についてフィードバックを受け、辞書データを修正し、翻訳精度を向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度末 約 81,000 語 (平成 22 年度末 約 76,000 語)</li> </ul>
<p>2. 工業所有権関係公報等閲覧業務</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、相談業務及び工業所有権情報普及業務とも連携しつつ、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。</p> <p>【23 年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ条約に基づく「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公報マイクロフィルムの複製による半永久的保管対策は、パリ条約に基づく中央資料館としての任務を明確に自覚した上での将来を見据えた積極的な施策として評価できる。</li> <li>○審査官端末の操作方法の講習は、特許電子図書館 (IPDL) 廃止後の将来に向けた情報検索システムの利用にあたって有効に機能すると考えられる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、公報閲覧室において閲覧に</li> </ul>

<p>においてユーザーへの情報提供を確実に行うとともに、我が国の公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供する。</p> <p>・ユーザーに対して高度な検索が可能な閲覧用機器を閲覧室に整備するとともに、機器の利用促進を図るための講習会を 15 回以上開催する。</p>	<p>供し、国内公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧室利用者 12,883 人 (平成 22 年度 20,594 人)</li> </ul> <p>○平成 23 年度においては、国内公報類の保管媒体として過去に作成した公報マイクロフィルム約 14,000 巻について、ビネガーシンドローム (酢酸臭を伴うフィルム劣化) により閲覧が不可能な状態となっていたことが判明したため、劣化に強い素材を用いた複製作業により中央資料館として公報の半永久的な保管が可能な対策を実施。</p> <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) で指摘された地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、平成 22 年度末までに全て閉室済み。</p> <p>○より高度な検索が可能な閲覧用機器 (特許審査官端末) 40 台を公報閲覧室に設置し、的確に工業所有権情報を提供できる環境を整備。</p> <p>○公報閲覧室における体制について、閲覧指導を行う閲覧指導員と、分類相談を行う分類相談員を統合し、閲覧指導と分類相談を一体的に提供する検索指導員による閲覧指導体制へ見直しを実施。併せて、検索指導員に審査実務講習やカスタマーサービス研修等を受講させるなどスキルアップ向上をはかり、ユーザー満足度の向上を図った。</p> <p>○特許審査官端末の利用促進を図るため、操作方法等に関する講習会を実施。ユーザーから「有意義であった」との高い評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許審査官端末講習会開催回数 15 回 (平成 22 年度 12 回)</li> <li>・ 延べ参加人数 84 名 (平成 22 年度 74 名)</li> </ul>
<p>3. 審査・審判関係図書等整備業務</p> <p>迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。</p> <p>【23 年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許協力条約に定める国際調査対象の非特許文献を網羅的に収集するため、調達計画を作成するとともに、その他技術文献を収集するにあたっては特許庁の審査官等を含めた担当</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>○商標登録小包袋の損傷防止対策は、地味だが配慮の行き届いた取組として評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○特許庁とともに作成した調達計画に基づき国際調査の対象となる非特許文献を購入するとともに、特許庁の審査審判の質の向上に資するため、審査・審判資料の内外国文献を購入、特許審査官・審判官に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内国図書： 459 冊 (平成 22 年度 479 冊)</li> </ul>

者会議を年4回以上開催する。

・最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料（カタログ等）を収集する。

・収集した技術文献の閲覧リストを月1回更新してホームページ掲載し、閲覧に供する。

- ・内国雑誌：9,555冊、397タイトル（平成22年度9,917冊、399タイトル）
- ・外国図書：75冊（平成22年度40冊）
- ・外国雑誌：5,667冊、365タイトル（平成22年度5,965冊、401タイトル）
- ・国際調査対象の非特許文献：3,210冊、144タイトル（平成22年度3,174冊、144タイトル）

○審査・審判資料の選定を的確に行うため、特許庁審査官等を含めた図書選定担当者会議を4回開催（達成度100%）し、選定過程で特許庁と密接な連携を図った。

○審査官等のニーズをより一層踏まえた効率的・効果的な審査・審判資料の選定・収集を実施するため、書店の協力を得て、新刊本の情報を「書店が提供しているwebサイト」で閲覧できるよう分野別に整理し、審査官等に提供するとともに、出版社より提供を受けた試読本を審査官等に提供するなどの方策を活用。

○特許庁の審査・審判の最終処分（登録査定・拒絶査定等）が確定した出願書類、審判記録を特許庁から受入・保管し、特許庁審査官・審判官、閲覧人からの求めに応じた出納業務を実施。

- ・受入件数 15,216件（平成22年度15,781件）
- ・出納件数 6,293件（平成22年度6,010件）
- ・保管件数 約2,675,000件（平成22年度約2,906,000件）

○長期間保存され、経年劣化が見られる商標登録小包袋10,041件について、具体的な保管方法を協議するなど特許庁とも連携の上で対応策を検討し、物理的な損傷を防ぐ措置を実施。

○意匠審査の的確な処理に資するため、最新のデザイン等が掲載されたカタログ等の収集を実施し、審査官へ提供。

- ・内国カタログ 11,997件（平成22年度12,007件）
- ・外国カタログ 3,007件（平成22年度3,000件）

○情報・研修館ホームページに掲載した閲覧可能図書等のリストを月1回更新し、閲覧サービスの充実を図った。

○技術文献の検索ツールを充実させるため、情報・研修館ホームページに掲載している216社、397サイトの「技術情報」リンクの確認を6回実施。

○「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日で、審査・審判に関する技術文献資料として購入した書籍・雑誌等の閲覧サービスを実施。

	<p>・ 閲覧利用者数 170 名（平成 22 年度 192 名）</p>
<p>4. 工業所有権相談等業務          中小・ベンチャー企業等のユーザーに対する          利便性向上の観点から、工業所有権に関する相          談サービスの強化を図る。</p> <p>【23 年度計画の主なポイント】          ・ 来館者及び電話での相談については直ちに回          答し、文書・メールでの相談には 1 開館日以          内に回答する。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業財産権相談サイトの FAQ 充実化により、複雑高度な内容に対応すべき相談窓口の効          率化が実現されている。これは、FAQ の質が高くなければ実現し得ないことであり、今          後もより質の高い FAQ を構築し、ユーザーの利便性と業務遂行の効率化の両立を目指し          て欲しい。</li> <li>○特許庁に設置した東日本大震災関連の特別相談窓口への案内は、情報・研修館に期待さ          れる機能を確実に発揮したと認められ、ユーザーの立場に立った相談業務の実施は高く          評価できる。</li> <li>○他機関との連携は重要である。相談業務の役割分担に関し、発明協会、日本弁理士会等          関連機関の実態を把握して補完的連携を図るなど情報・研修館が中心となつてなすべき          業務が遂行されていると認められる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日で、窓口、電話、文書及び電          子メールによる相談に対応。電話相談受付は 20 時まで実施し、文書及びメール相談につ          いては、全件一開館日以内に回答。（達成度 100%）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談件数 35,075 件（平成 22 年度 45,805 件）</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓 口： 6,872 件（平成 22 年度 8,466 件）</li> <li>・ 電 話： 25,059 件（平成 22 年度 32,986 件）</li> <li>・ 文 書： 1,280 件（平成 22 年度 1,434 件）</li> <li>・ 電子メール： 1,864 件（平成 22 年度 2,919 件）</li> <li>※17 時以降の窓口相談件数：177 件（平成 22 年度 305 件）</li> <li>※18 時以降の電話相談件数：446 件（平成 22 年度 777 件）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災に際して、特許庁が、「特許手続に関する手続期間の延長についての取扱い」          を公表したことに伴い、情報・研修館においても、特許庁に臨時に設置された相談窓口          と連携し、震災の影響を受けた者からの相談に対応。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災関連の相談件数：116 件</li> </ul> </li> </ul>

・相談データベースに全ての相談対応情報を蓄積し、相談データベースを活用した回答例集をホームページに掲載するとともに、蓄積された情報を共有することで業務改善を図る。

・関係機関に対して、相談対応事例や相談ノウハウを提供するとともに、情報交換を行い、相談業務に関する効率的な連携を図る。

○相談に係る応答の充実・均質化や内部の情報共有効率化のため、相談データベース（蓄積件数：約12万件）を活用し、相談に係る応答の充実・均質化や内部の情報共有の効率化を実施。

○相談データベースに蓄積した情報をもとに開設した産業財産権相談サイトを平成21年4月より活用することで、よくある質問については同サイトでの解決が可能な体制となっており、解決が困難な相談について窓口や電話での相談へシフトすることで相談業務の効率化、相談内容の充実を図っている。

○平成23年度においてはユーザーからの要望に応じ、産業財産権相談サイトの見直しを行うとともに、情報へのアクセス方法として「権利の種類で調べる」に加えて、「手続の流れで調べる」の分類カテゴリーを追加するなど利便性の向上を図った。ユーザーの反応も良好。

・FAQアクセス件数 465,099件（平成22年度 435,984件）

<内訳>

・特許：96,204件（平成22年度 106,843件）

・実用新案：24,983件（平成22年度 24,978件）

・意匠：17,555件（平成22年度 15,898件）

・商標：132,993件（平成22年度 98,533件）

・共通：34,383件（平成22年度 30,617件）

・制度施策：1,857件（平成22年度 1,715件）

・その他：157,124件（平成22年度 157,400件）

○大阪地域の関係機関（大阪発明協会、日本弁理士会近畿支部、中小企業基盤整備機構近畿支部）と相談情報の提供及び相談業務について各機関の役割を確認し、補完的連携を図った。

○ユーザーの利便性向上の観点から産業財産権に関する基本的な相談はどの機関でも実施がなされるよう、平成23年度においては、経済産業局特許室調査員に対し、講習を実施するなど相談ノウハウの提供を実施。効率的に相談業務を実施できるよう支援を実施中。

○近年、植物に関する特許、地域団体商標等の相談が増加傾向にあることから、農林水産省主催の「アグリビジネスフェア」（幕張メッセ 11月）に相談ブースを出展し、産業財産権の相談及び資料配付によりPR活動を実施。

○相談を通じて把握したユーザーニーズを特許庁に提供。

・提供件数 165件（平成22年度 171件）

## 5. 情報システム業務

最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。

### 【23年度計画の主なポイント】

- ・電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、費用対効果を精査しつつ、制度改正等による事務処理変更及び情報通信技術の進ちょくに対応した操作性等の機能向上を含めた利便性向上を図る。
- ・中小・ベンチャー企業等に対する説明会等を8ヶ所以上で実施するとともに、電子出願ソフトサポートセンターにおいて操作方法等に関する支援を行う。
- ・特許庁における公報発行計画に支障をきたさぬよう、適切な公報システムの整備・管理を行うとともに、必要に応じて機能改善を行う。
- ・ユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効率的に行うための出願書類管理システムの整備・管理を行う。
- ・電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理

### 【評価】

- 中小・ベンチャー企業などの新入社員を対象として電子出願説明会を実施しているのは、日本のモノづくりを支える視野の広い人材育成の観点からも望ましい取組といえる。
- 東日本大震災を契機に、災害時等においてユーザーが知りたい情報を起動時画面に表示する改良を電子出願ソフトに施した点は、実効性の高い改良点として評価したい。

### 【実績】

- 制度改正による事務処理変更及び情報通信技術の進ちょくへの対応として、電子出願ソフトの改善を実施。
- 東日本大震災の被災地への支援策の周知手段の一つとして、電子出願ソフトユーザー向けに動的お知らせ機能（ソフト起動時にポップアップ表示をして知らせる機能）を追加。必要な情報をユーザーに確実に届ける手段として今後の活用が期待できる。
- 電子出願の普及を図るため、中小・ベンチャー企業や企業・団体の新入社員等を対象とした電子出願説明会を開催するとともに、特許庁職員及びWIPO 途上国研修生に対し電子出願説明会を行い、電子出願ソフトの実習を実施。
  - ・電子出願普及説明会 11回（達成率138%）
  - ・参加人数 444人（平成22年度 911名（※27回））
- 電子出願ソフトサポートセンターを通じ、電子出願ソフトの操作方法等の支援を実施。
  - ・相談件数 9,647件
- 法改正や国際分類の改正等に対応するため、事前に入念な打合せを行い改造項目の絞り込みを行うなど特許庁との密接な連携を図りつつ公報システムの改造を行い、特許庁の公報発行計画に支障をきたさないように公報システムの整備・管理を実施。
- システム作業期間を除く営業日全日において、安定的に出願書類管理システムの運用を実施。
- 電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修

を行うため、出願マスタデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスタの整備を行う。

- ・特許出願書類からDNA配列データ等のデータを4,500件以上加工・作成、外部で提供されているDNA配列データを年間24回以上収集するほか、審査資料として有益な非特許文献の書誌データ及びイメージデータの作成、検索キーデータ33万件以上の購入等を行い、先行技術文献データベース、特実検索システムに蓄積する。

正データ等を作成し、出願マスタの整備を実施。

- ・データ作成件数 5,159件（平成22年度 7,562件）

○特許出願書類からDNA配列データを加工・作成しデータベースに蓄積するとともに、DNA関係特許情報を収集し蓄積を実施。

- ・DNA配列データ等加工件数 5,061件（達成率112%）
- ・DNA配列データ等収集回数 26回（達成率108%）

○迅速かつ的確な特許審査に資するため、先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献について、検索に必要な分類等の情報に係るデータを作成し、データベースへの蓄積を実施。審査・審判処理の迅速化に資するため書類受領から3日以内の処理を実施。

- ・イメージデータ作成件数 94,087件（750,429頁）  
（平成22年度 99,191件（759,303頁））
- ・書誌データ作成件数 19,675件（平成22年度 21,967件）

○特許文献の検索を効率的に実施する上で、有用なFターム解説書を作成するとともに検索キー等のデータを購入、データベースへの蓄積を実施。

- ・蓄積件数 308,500件（達成率93%）

※キーワード抽出対象となる公開特許公報等の発行件数が減少したことに伴い、購入対象件数が減少したためであり、購入対象のデータについては全件購入済み。

## 2-2. サービスの質の向上（権利化推進）

<b>評価結果</b>	<b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） ※平成22年度以前は該当業務なし</b>	
<b>評価のポイント</b>	<p>○知的財産プロデューサー、海外知的財産プロデューサー、広域大学知的財産アドバイザーの各事業は社会的ニーズもあり、人材・ノウハウ等を有する情報・研修館が中心となって実施する事業として高く評価できる。今後は質的な評価をどのように行っていくかを課題としておきたい。</p> <p>○海外知的財産プロデューサー事業は、中国の知財リスクに対応した施策であり、今後、日本企業の海外での活動を側面から援助することになる仕組みへの発展を期待する。</p> <p>○ビジネスの展開先としてアジアを中心とした新興国の知財活用に関する情報の重要度が増す中で、特にアジア関連を中心にして知財情報活用のための環境充実を図った点は評価できる。</p>	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>新たなイノベーションを創出していくためには、研究成果の的確な権利化を推進する知的財産戦略が極めて重要であるから、研究開発機関等（大学、研究開発コンソーシアム、企業等）に対して、知的財産マネジメントに関する専門人材による支援及び知的財産の高度な活用が活発に行われるための環境整備を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が推進されることを目標とする。</p> <p>1. 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援 新たなイノベーション創出が期待される革新</p>	<p><b>【評価】</b> ○知的財産プロデューサー事業は社会的ニーズのある分野であって、それに対応するのにふさわしい人材・ノウハウ等を有する情報・研修館が着手したことは評価に値する。知</p>	

的な成果や海外での事業展開が期待される技術を有する研究開発機関等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材により、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を通じた、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略、海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援する。

#### 【23年度計画の主なポイント】

- ・国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用に関する知的財産マネジメントの専門人材を24箇所以上の研究開発機関等に派遣する。

財においても「死の谷」は存在しており、この隙間を埋めるのに知的財産プロデューサー事業は有効ではないだろうか。

- 大学等への知財プロデューサーの派遣事業は、近年の研究開発事業の複雑化に伴う知財マネジメントの複雑化に解を見出し提供するという意味で重要な取組である。また、企業への海外知的財産プロデューサーによる支援も、企業単独では対応出来かねる点を重点的に支援する意味で重要な取組である。今後は、質的な評価をどのように行うか、より踏み込んだ成果評価軸が必要ではないか。
- 海外知的財産プロデューサー事業は中国の知財リスクに対応した施策であり、支援の充実は目を見張るものがある。今後、日本企業の海外での活動を側面から強力に援助することになる仕組みにさらに発展することが期待できる。

#### 【実績】

- 知的財産マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーを研究開発機関等に派遣し、派遣先機関等の事業化構想に基づき、プロジェクトの進行段階に応じて、以下の支援を実施。
  - ＜初期段階プロジェクト＞主に研究戦略、知財戦略の策定
  - ＜推進期のプロジェクト＞主に知財網を強化
  - ＜終期のプロジェクト＞推進期の支援内容に加え、研究成果の高度活用を見据えた知財管理・活用方針の策定
- ・知的財産プロデューサー派遣人数 17名
- ・知的財産プロデューサー派遣機関等 18箇所
- 事業効果の向上に資するため、統括知的財産プロデューサーを配置し、業務を統括するとともに、各プロデューサーの活動状況を把握するための視察や派遣先幹部との意見交換を実施。
- 知的財産プロデューサー間の連携を図るため連絡会議を開催し、情報共有や課題解決の場を確保するとともに、連絡会議の下にワーキンググループを設置し、共通課題検討のための検討を開始。
- より早い段階で知的財産プロデューサーがプロジェクトに参加できるよう協力関係を構築するためのファンディングエージェンシー（NEDO、JST）との意見交換を実施（全11回）
- 海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対して、海外進出先における知的財産マネジメントの専門人材である海外知的財産プロデューサーを訪問させるなど

<p>・事業の効率化及び透明性の確保のため、外部有識者により構成される委員会を設置し、支援先の選定・評価を行う。</p>	<p>し、企業等からの要請に応じ、海外での事業展開に向けた課題を抽出するとともに、知的財産に関連するリスク低減をはじめ、事業規模に応じた権利保護・活用に関する支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外知的財産プロデューサー派遣人数 6名</li> <li>・海外知的財産プロデューサー個別支援 112箇所 うち、継続派遣企業等 14箇所</li> </ul> <p>※知的財産プロデューサーと合わせた派遣箇所 32箇所（達成率133%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外事業展開における知的財産戦略の重要性についての気づきの機会の場として、「海外知的財産活用講座」を開催（5箇所）するとともに、地域の機関・団体等が開催するセミナー等への講師派遣要請に対し、海外知的財産プロデューサーを派遣（15箇所）。</li> <li>○事業立ち上げの初年度であるため、「海外知的財産活用ポータルサイト」の開設やパンフレット配布等の広報活動を行い、支援企業等の掘り起こしを実施。</li> <li>○「海外知的財産活用ポータルサイト」において「海外進出・展開時知的財産確認チェックシート」を掲載し、中小企業等による自己診断を可能にするるとともに、効率的に相談ができる環境を整備。</li> <li>○関係機関が集まる検討会議において、各機関が連携して支援を行えるように定期的に情報共有を行い、効率的に事業を実施する環境を引き続き整備。</li> <li>○知的財産プロデューサーの支援先選定や事業達成度評価、知的財産プロデューサーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化、透明性を確保。平成23年度においては3回開催。</li> <li>○派遣機関等への継続派遣について、派遣先の状況視察等を踏まえて事業評価を行い、委員会において審議。2機関については派遣効果等を考慮して派遣中止を決定するとともに15機関については派遣継続を決定。</li> <li>○平成24年度の派遣機関等の公募を実施し、応募期間等に対するヒアリング調査を踏まえて委員会において審議。新たに2機関への新規派遣を決定。</li> </ul>
<p>2. 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大 大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組み</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アドバイザー事業は社会的ニーズのある分野であって、それに対応するのにふさわしい人材・ノウハウ等を有する情報・研修館が着手したことは評価に値する。</li> <li>○日本国内にしか出願していない大学研究機関は多く、この点においても専門人材による支援は必要である。</li> </ul>

みづくりを加速するため、知的財産マネジメントに関する専門人材が大学等における知的財産管理体制の構築を支援する。

【23年度計画の主なポイント】

- ・大学等における知的財産管理体制の構築等を支援するため、知的財産マネジメントの専門人材を7箇所以上の大学等に派遣する。

【実績】

- 知的財産マネジメント人材である広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、個々の大学における知的財産管理体制構築（ステップⅠ）、地域又は技術分野別の複数大学による広域的な大学間のネットワークにおける知的財産に関する共通課題解決等（ステップⅡ）、最終的には広域ネットワークにおける連携プロジェクトの創出（ステップⅢ）を狙いとして知的財産の側面からの支援を実施。
  - ・広域大学知的財産アドバイザー派遣人数 7名
  - ・広域大学知的財産アドバイザー派遣大学 8箇所（達成率114%）
- 平成23年度においては、7箇所の広域ネットワークについてはステップⅠの支援を中心に、1箇所の広域ネットワークについてはステップⅡを中心に支援を実施。新たに知的財産関連ポリシー・規程類を全36件制定するなどの成果。
- 事業効果の向上に資するため、統括広域大学知的財産アドバイザーを配置し、業務を統括するとともに、各アドバイザーの活動状況を把握するための視察や派遣先ネットワークの幹事校幹部との意見交換を実施。
- 各アドバイザー間の連携を図るため、専用イントラネットを開設するとともに、連絡会議を開催し、情報共有や課題解決の場を確保。
- 広域大学知的財産アドバイザーの支援先選定や事業達成度評価、広域大学知的財産アドバイザーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化、透明性を確保。

3. 知的財産情報活用のための環境整備

開放特許（権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許）やリサーチツール特許に関する情報の広く一般への提供及び国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会の提供による知的財産情報の

【評価】

- リサーチツールDB登録の件数が増加しており評価できる。今後は移転件数や学術・産業への寄与、あるいは他国機関との間での移転の増加が実現しているかを把握・評価する必要があるのではないかと。
- ビジネスの展開先としてアジアを中心とした新興国の知財活用に関する情報の重要度が増す中で、中国において国際知財活用フォーラムを開催し、中国における知財活用の現状に関する最新情報を提供したことは評価できる。中国における活動としては人員を常駐させ、人脈の構築から行うような活動を期待したい。

活用のための環境整備を行う。

【23年度計画の主なポイント】

- ・ 開放特許やリサーチツール特許に関する情報についてのデータベースを提供する。

- ・ 国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会としてのセミナーを1回以上開催する。

【実績】

○ 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースを広く一般へ提供するとともに、データベースを充実させるため、各地の大学、TL0、公的研究機関及び企業等を訪問し、企業等が保有する特許権等の情報のデータベースへの登録を促す普及啓発・登録促進活動を実施。

- ・ 開放特許情報 DB 登録件数 42,649 件（平成 22 年度末 46,736 件）
- ・ 開放特許情報 DB「ライセンス情報」検索回数 79,612 回（平成 22 年度 91,677 回）
- ・ 開放特許情報 DB 新規登録件数 5,591 件（平成 22 年度 5,462 件）
- ・ リサーチツール特許 DB 登録件数 717 件（平成 22 年度末 757 件）
- ・ リサーチツール特許 DB 検索回数 3,054 回（平成 22 年度 2,955 回）
- ・ リサーチツール特許 DB 新規登録件数 23 件（平成 22 年度 9 件）

○ 国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成などを目的として、国際知財活用フォーラムを開催（東京、北京、バンコク）。国内開催のフォーラムでは参加者の約 70%から、海外開催のフォーラムでは参加者の約 90%から高評価。

- ・ 開催回数 3 回（達成率 300%）
- ・ 参加者数 1,022 名

○ 自治体において知財活用に携わる専門家である自治体特許流通コーディネーターのスキルアップ支援を実施するとともに、自治体特許流通コーディネーターや海外知的財産プロデューサー等のネットワーク形成の場として知的財産活用連携会議を開催。

## 2-3. サービスの質の向上（人材育成）

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>18年度：A、19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A</b>	
<b>評価のポイント</b>	<p>○情報・研修館が実施する研修業務は審査の質的向上に確実に寄与しつつあると考えられる。民間人材を対象とした研修は縮小方向であるが、研修の企画や講師の紹介などこれまでの研修実績を活かした業務形態で継続していく余地もあると考えられる。</p>	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>1. 特許庁職員に対する研修 特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。</p> <p>【23年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許庁研修基本方針及び平成23年度研修計画に基づき、研修を効果的かつ効率的に実施する。</li> <li>・実務演習を取り入れるなど特許庁職員の実践</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>○人材・ノウハウを活かした研修は質及び量ともに充実しており、受講者の評価も高いことから審査の質及び審査処理効率の向上に貢献していると考えられる。</p> <p>○絶えず創意工夫を重ねることで研修の質の向上に努めており、審査・審判関連の職員研修において、知財関係者との合同研修は特許庁の審査審判ノウハウのスピルオーバー効果や庁外からの審査審判に関連するニーズを的確に把握する意味でも重要な取組である。</p> <p>【実績】</p> <p>○特許庁の平成23年度研修計画に基づき、特許庁職員に対し研修を実施。審査・審判系研修等については、審査迅速化の取組に配慮し効果的かつ効率的な研修実施に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ受講者数 6,418名（平成22年度 6,017名）</li> </ul> <p>○平成23年度においては、国際化に対応する研修の実施として、中国語研修の充実や英語によるプレゼン研修など、急増する中国出願に対応する人材や国際的分野で活躍できる人材を育成するためのカリキュラムの充実を実施。</p> <p>○事例研究、演習、討論を取り入れた研修を行い審査実務能力の強化を図った。</p>	

<p>的な能力を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高める。</li> <li>・ 講師の充実、効果的かつ効率的なカリキュラムの策定を行う。</li> <li>・ 研修への要望を的確に反映し研修内容の改善を図る。</li> <li>・ eラーニング学習教材を積極的に活用する。</li> <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的財産関係者、特許庁職員相互の研修効果を高めるため、当事者系審判研修、先端技術研修、審査官コース後期研修及び審査応用能力研修に知的財産関係者が参加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者数 208名（平成22年度 190名）</li> </ul> </li> <li>○ 受講者の意見等を踏まえ、講師及び研修内容の見直しを行い質の向上を図った。</li> <li>○ 研修生及び講師の要望等を十分に把握し、特許庁担当部署とも調整を行い、新規科目の追加及び研修時間の変更等を実施。また、アンケート結果を研修内容に反映させるとともに研修実施前アンケートを採り入れるなどの工夫をし、研修生の要望把握に努めた。</li> <li>○ 「審査官補コース研修」及び「審査官コース前期研修」において、eラーニング学習教材を活用し効率的に研修を実施。</li> <li>○ eラーニングによる事前学習を推奨することで研修効果のみならず、事後に課された報告書作成時間を縮減するなど間接的に業務効率化へ貢献。</li> <li>○ 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査系職員研修 99.6%</li> <li>・ 審判系職員研修 98.6%</li> <li>・ 事務系職員研修 97.2%</li> <li>・ 管理者研修 97.6%</li> <li>・ メンタルヘルス、セクシュアルハラスメント、ライフプラン等に関する研修 93.6%</li> <li>・ 国際化への対応能力向上のための研修 97.8%</li> <li>・ 情報化への対応能力向上のための研修 99.5%</li> <li>・ 法的専門能力向上のための研修 100%</li> <li>・ 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修 97.9%</li> </ul> </li> </ul>
<p>2. 調査業務実施者の育成研修 「工業所有権に関する手続等の特例に関する</p>	<p>【評価】 ○ 絶えず創意工夫を重ねることで研修の質の向上に努めている点が高く評価できる。</p>

法律」に基づく登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施するとともに、新たに登録調査機関の調査能力を高めるための研修を実施する。

【23 年度計画の主なポイント】

- ・「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第 37 条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年 3 回実施するとともに、登録調査機関、設立予定機関の動向を把握し、必要に応じて 10 月開講の研修を追加する。
- ・ 特許審査迅速化に資するため、調査実施者が実践的な能力を身につけられるよう、カリキュラムの見直しを検討する。
- ・ 登録調査機関の調査能力を高めるための研修を 1 回以上実施する。
- ・ 研修生に対するアンケートで、平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。

○人材・ノウハウを活かした研修は質及び量ともに充実しており、受講者の評価も高いことから審査の質及び審査処理効率の向上に貢献していると考えられる。

【実績】

- 特許庁が定める方針に基づき、年 3 回の調査業務実施者育成研修を実施。さらに新規に登録調査機関として参入を目指す機関があることから 10 月開講の研修を実施するとともに特許庁の検索外注計画にあわせて受講者の追加募集を実施。本研修を修了した調査業務実施者が、特許庁の審査処理促進のための先行技術文献調査を実施中。
  - ・ 延べ受講者数 469 名（平成 22 年度 392 名）
- 受講者の検索能力を更に向上させるため、特許庁と協議を行い、第 2 回研修から面接評価における評価観点を明確化するとともに、第 4 回研修から新たな研修科目を追加しカリキュラムを充実化。研修効果が向上し、受講者から高評価。
- 登録調査機関による調査業務実施者への指導力を向上させ、登録調査機関の調査能力を高めるため、指導者向けのスキルアップ研修を試行を含め 2 回実施。
  - ・ 延べ受講者数 37 名
- 登録調査機関へのヒアリングに基づいて試行的な研修を実施し、当該試行により発見した課題を本格実施時のカリキュラムに反映した結果、新設の研修にもかかわらず当初の研修目的を達成。受講者からも高評価。
- 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。
  - ・ 第 1 回～第 4 回 100%
  - ・ 調査業務実施者スキルアップ研修 100%

### 3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修

公益的見地から中立・公平に実施することを基本に、行政機関や民間企業等において知的財産権に関する業務に従事する者の実務的な知見や先行技術調査能力を高めるための研修を効果的に実施するとともに、中小・ベンチャー企業等に対してはより参加しやすい形態での研修を実施する。その際には、受講者数やその推移、費用対効果及び市場化テストの実施結果を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について講座ごとに厳格に検証し、必要な見直しを行う。

#### 【23年度計画の主なポイント】

- ・民間企業の知財部員等を対象に特許要件の判断等に係る実務能力向上のために、特許審査基準等に関する討論形式の研修を3回、意匠審査基準等に関する討論形式の研修を1回実施する。
- ・民間企業の知財部員等を対象に拒絶理由通知への応答に関する研修を1回実施する。
- ・知的財産教育協会と連携し、知的財産管理技能士を対象とした研修を1回実施する。

#### 【評価】

○民間が実施する研修は東京に集中しており、中小企業へ配慮した地方開催は評価できる。

#### 【実績】

- 民間企業の知財部員等の知財関係者向けに、知的財産専門人材の一層の実務能力向上を目的に、特許庁における特許の審査基準に関して審査官が有する知識を積極的に提供し理解を深めるための「審査基準討論研修」を開催。
- ・開催回数（特許） 3回（達成度100%）
  - ・延べ受講者数 86名（平成22年度 65名）
  - ・開催回数（意匠） 1回（達成度100%）
  - ・受講者数 20名（平成22年度 14名）
- 意匠登録出願に対する拒絶理由通知書の内容を正しく理解し、応答準備や的確な対応を行う実践能力を習得することを目的に、「意匠拒絶理由通知応答研修」を開催。
- ・開催回数 1回（達成度100%）
  - ・受講者数 32名（平成22年度 22名）
- 知的財産管理技能士の知見、能力の維持・向上のため、特許庁に蓄積されている専門的知見やノウハウを提供する知的財産管理技能士フォローアップ研修を知的財産教育協会と連携して開催。
- ・開催回数 1回（達成度100%）
  - ・受講者数 18名（平成22年度 14名）

・効率的な技術開発、重複研究の排除等に資するための特許情報検索に関する実践研修を6回、意匠検索に関する実践研修を1回開催し、特許情報検索に関する実践研修の上級レベルでは技術分野別に4回実施する。

・中小・ベンチャー企業等を対象とした「特許侵害警告模擬研修」を4回実施し、うち3回は地方で開催する。

・中小・ベンチャー企業における権利活用に向けた研修「知的財産権活用検討研修」を2回実施する。

・政府関係機関、独立行政法人及び地方自治体職員等を対象に知的財産に関する研修を5回実施する。

○民間企業等における先行技術調査の能力不足や重要性・困難性の理解を補い、効率的な技術開発、重複研究の排除や真に必要な出願・審査請求を選択するのに資する特許情報検索に関する研修を機械・化学・情報通信分野について開催。

- ・開催回数 6回（達成率100%）
- ・うち、上級レベル 4回（達成率100%）
- ・延べ受講者数 204名（平成22年度 243名）

○製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材の育成を目的に、検索エキスパート研修（意匠）を開催。

- ・開催回数 1回（達成率100%）
- ・受講者数 19名（平成22年度 21名）

○特許調査についての詳細な知識と実践能力の育成を目的に大阪工業大学と連携し、特許調査実践研修を開催。

- ・受講者数 12名（平成22年度 39名（※2回））

○中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、「特許侵害警告模擬研修」を開催。

- ・開催回数 4回（達成率100%）
- ・うち、地方開催回数 3回（達成率100%）
- ・延べ受講者数 72名（平成22年度 113名（※5回））

○中小・ベンチャー企業等の知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成するため、知的財産活用検討研修を開催。

- ・開催回数 2回（達成率100%）
- ・延べ受講者数 24名（平成22年度 51名）

○知的財産に関する基礎的知識を習得し、知財の面から民間の活動を支援できる行政人材を育成し、各機関の知財行政の企画及び円滑な運用を図ることを目的として、行政機関職員等を対象とする知的財産に関する研修（初級レベル）を開催。

- ・開催回数 4回
- ・延べ受講者数 124名（平成22年度 130名）

○各機関における知財政策がより一層浸透することを目的として、行政機関職員等を対象

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (独) 教員研修センターと連携し、教職員を対象とした研修を1回実施する。</li> <li>・ 知的財産プロデューサーの新任研修を1回実施する。</li> <li>・ 知的財産プロデューサーの能力向上のための研修を1回以上実施する。</li> <li>・ 討論形式を取り入れるなど研修生の相互研鑽が行われるようにする。</li> <li>・ 講師の充実、研修内容の質的向上を図る。</li> <li>・ 研修への要望を的確に反映し研修内容の改善を図る。</li> <li>・ 特許庁職員と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高める。</li> <li>・ 中小・ベンチャー企業等に対して、より参加しやすい形態での研修を実施する。</li> </ul>	<p>とする知的財産権研修（産学官連携）を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 1回</li> <li>・ 受講者数 36名</li> </ul> <p>※初級レベルと産学官連携を合わせた開催回数 5回（達成率100%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工業高校の教員等を対象に、産業・情報技術等指導者養成研修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 1回（達成率100%）</li> <li>・ 受講者数 8名（平成22年度 12名）</li> </ul> </li> <li>○知的財産プロデューサーの新任研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 3回（達成率300%）</li> <li>・ 延べ受講者数 46名</li> </ul> </li> <li>○知的財産プロデューサーのレベルアップを図ることを目的に、知的財産戦略の視点から事業戦略を支援する能力向上のための研修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 3回（達成率300%）</li> <li>・ 延べ受講者数 64名</li> </ul> </li> <li>○各研修において、研修生の相互研鑽を図れるよう、討論形式の講義科目を一部の研修に導入。</li> <li>○講師候補者の経歴などを考慮し、研修内容に対応する適切な講師選定を行い、研修内容の質的向上を図った。</li> <li>○研修受講生からのアンケート結果に基づき、知的財産権研修についてカリキュラムを一部変更し、「IPDL 検索演習」を新規に追加。研修内容の質的向上を図った。</li> <li>○研修効果を高めるため、特許審査基準討論研修及び意匠審査基準討論研修に特許庁審査官が参加。</li> <li>○特許侵害警告模擬研修では中小・ベンチャー企業が参加しやすい地方開催を実施。知的財産活用検討研修でも同様に地方開催を実施。</li> </ul>
---	---

・研修の最適化・合理化に向けて必要となる試行を行う。

・研修生に対するアンケートで、平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。

・特許情報検索に携わる者のインセンティブ向上の機会として、検索実務能力を客観的に評価し顕彰を行う競技大会を開催する。

○登録調査機関にヒアリングを行うことでニーズを把握し、調査業務実施者スキルアップ研修の試行を実施。試行結果を踏まえ、平成 23 年度中に本実施を実現。

○研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を得ており、多くの研修では 100%を獲得。

・ 特許審査基準討論研修（第 1 回～第 3 回）	100%
・ 意匠審査基準討論研修	100%
・ 意匠拒絶理由通知応答研修	100%
・ 知的財産管理技能士フォローアップ研修	100%
・ 第 1 回検索エキスパート研修（上級）	88%
・ 第 2 回検索エキスパート研修（上級）	98%
・ 第 3 回、4 回検索エキスパート研修（上級）	100%
・ 第 1 回検索エキスパート研修（中級）	93%
・ 第 2 回検索エキスパート研修（中級）	92%
・ 検索エキスパート研修（意匠）	100%
・ 特許調査実践研修	94%
・ 第 1 回知的財産活用検討研修	93%
・ 第 2 回知的財産活用検討研修	100%
・ 特許侵害警告模擬研修（第 1 回～第 4 回）	100%
・ 知的財産権研修（初級）（第 1 回～第 4 回）	100%
・ 知的財産権研修（産学官連携）	100%
・ 産業情報技術等指導者養成研修	100%
・ 知的財産プロデューサー等新任研修（Ⅰ期、Ⅱ期）	100%
・ 知的財産プロデューサー等スキルアップ研修	100%
・ 知的財産プロデューサー等フォローアップ研修	100%

○特許情報検索に携わる者の実務能力評価とインセンティブ向上のため、10 月に「特許検索競技大会 2011」を、東京、大阪の 2 会場で開催（参加者 148 名）。2 月には、特許情報検索に携わる者の能力向上に資するため解答の解説等を行う「フィードバックセミナー 2011」を東京・大阪にて開催（参加者 283 名）。

・ 参加者合計 431 名（平成 22 年度 415 名）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産人材育成推進協議会に参画し、民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進する。</li>   <li>・ 人材育成事業の拡充・改善のために必要なテーマを選定し、調査研究を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間機関等から構成される「知的財産人材育成推進協議会」の事務局機能を担当し、知的財産戦略本部での議論動向を踏まえ、民間機関の有識者を招き、知的財産人材育成推進協議会の「オープンセミナー」を開催。なお、実施費用は参加機関により分担。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 3回（平成22年度 3回）</li> <li>・ 延べ参加者数 450名（平成22年度 520名）</li> </ul> </li> <li>○知的財産人材育成推進協議会の事務局として、知的人材育成に関する協力推進、民間の知財人材育成機関等との情報交換等を目的とする作業部会を開催。民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進。また、知的財産人材育成推進協議会を開催し、政府の知的財産人材育成プラン検討WGや「知的財産推進計画2012」に対して協議会から提言を提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業部会開催回数 6回（平成21年度8回）</li> <li>・ 協議会開催回数 2回（平成21年度1回）</li> </ul> </li> <li>○人材育成事業の拡充・改善のために以下のテーマについて調査研究を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特許調査従事者の現状と今後に関する調査研究」</li> <li>・ 「今後の知的財産人材育成教材等の在り方に関する調査研究」</li> </ul> </li> </ul>
<p>4. 情報通信技術を活用した学習機会の提供</p> <p>特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。</p> <p>【23年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発済みのeラーニング教材を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供可能な教材を外部の知的財産関係者に提供する。</li>   <li>・ 学習教材を改訂分含め4コンテンツ程度開発する。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○eラーニングサイトの使いやすい変更は評価できる。</li> <li>○各種テキストをインターネット公開しダウンロード出来る方策は、近年のIT端末の普及等を鑑みると時宜にあったものであり、コストダウン効果もあるため高く評価できる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開発済みの46コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供が可能な35コンテンツを外部の知的財産関連人材へ提供を実施。</li>   <li>○「平成23年度特許法等の一部を改正する法律について」のコンテンツ開発を行い、特許法改正の正しい理解と周知を図った。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP・e ラーニングシステムホスティングサービスの調達等を通じて利用性の向上を図る。</li> <li>・ 日米欧中韓の五大特許庁向けに開発済みの 11 コンテンツを特許庁、情報・研修館、欧州特許庁、米国特許商標庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局職員に提供するとともに、五大特許庁間の協議結果に応じて教材開発の協力を行う。</li> <li>・ 公開可能な教材を、ホームページで広く公開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度 1 コンテンツ（達成率 25%）</li> <li>※新 IP・e ラーニングシステムの調達及び導入の実施負担が大きく、年度目標は未達成となったが、24 年度以降の取組で中期計画で掲げる 5 年間で 15 コンテンツを実現予定</li> <li>○新たな IP・e ラーニングシステムホスティングサービスをリリースし、利用性の向上を実現。新たなサービスではログインせずにコンテンツ一覧の閲覧を可能とし、さらにユーザーの体験視聴も可能とした。</li> <li>○日米欧中韓の五大特許庁向けに開発済み教材 11 コンテンツを、日本国特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員、米国特許商標庁（USPTO）職員に提供。 ※韓国特許庁（KIPO）及び中国知識産権局（SIPO）は、提供を希望しないとのことであったため、提供をしていない。</li> <li>○五大特許庁間協議において新たな学習教材の開発についての協議はなかった。</li> <li>○調査業務実施者育成研修、検索エキスパート研修で使用する教材のうち公開可能な 6 教材をホームページで公開。</li> <li>○産業財産権制度に関する基礎研究を活発にするため、制度に関する資料の解析・紹介や学術的な研究発表の場の提供を行う「特許研究」誌を編集・発行しホームページ掲載、関係機関等に配布するとともに、英語版を作成しホームページ掲載。</li> </ul>
<p>5. 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援</p> <p>知的財産権に関する実践的な知識及び経験を備えた人材の育成に資するため、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料の整備、提供を行うこと等により、実践的な能力構築を支援する。</p> <p>【23 年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業財産権標準テキスト等に関し、教材の内</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工業高校など 77 校を対象として実施した「知的財産に関する想像力・実践力開発事業」は、特に東日本大震災を経験した生徒達への取組をも実現したことを含めて、若い世代への知財認識を高めるための有益な試みとして評価したい。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業財産権標準テキスト等に関し、教材の内容を検討し、改訂作業を実施。</li> </ul>

<p>容を検討し改訂を行うとともに、ホームページ公開の準備を進め、準備の整ったものから公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の制度ユーザーの拡大による知的財産権制度の普及を図るため、専門高校及び高等専門学校において産業財産権標準テキスト等を活用し、知的財産に関する創造力・実践力の開発を推進する事業を実施する。</li> <li>・ 知的財産権に関する実践的な能力を修得できるよう、学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の学校教育機関等に対する産業財産権標準テキスト等の効率的な提供について検討を実施。利用者のニーズに沿った配布を行うため、ユーザーに対する配布希望調査を実施するとともに、提供先及び提供部数について見直しを実施。</li> <li>○ 知的財産人材育成用副読本「アイデア活かそう未来へ」については著作権者の承諾を得て、電子データをホームページに掲載し、ユーザーが自由にダウンロード出来るようにし、ユーザーの利便性向上と経費削減を実現。</li> <li>○ 「明日の産業人材を育成する」という目的に沿い「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を実施。開発推進校として選定した77校に対しものづくり体験を通じた知的財産権制度の理解促進、権利の取得と活用の実践体験を支援。一部の開発推進校では地域経済界の協力に後押しされた学校の自律的取組の第一歩を踏み出した。</li> <li>○ 当該取組は東日本大震災時の津波により校舎が完全に失われた学校において、被災地の高校生を勇気づけ、非常に困難な状況下においても優れた取組が実施された。</li> <li>○ 知的財産マインドの醸成、知的財産権制度への理解促進を目的に、高校生、高等専門学校生及び大学生等学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを文科省、特許庁、日本弁理士会との共催により実施。過去最高の応募数。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パテントコンテスト応募件数 341件（平成22年度333件）</li> <li>・ うち、特許出願支援対象の選定 21件（平成22年度15件）</li> <li>・ デザインパテントコンテスト応募件数 171件（平成22年度113件）</li> <li>・ うち、意匠登録出願支援対象の選定 29件（平成22年度23件）</li> </ul> </li> </ul>
<p>6. 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>経済のグローバル化の進展に伴い、国際的に知的財産が適切に保護される環境の整備が世界的な課題となっている中、特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、人材育成の一層の国際協力の必要性が高まっていることにかんがみ、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中国・韓国に関連するセミナーは時宜を得た実施と充実した内容によって参加者からも高い評価を得ており、今後の更なる発展が期待される。</li> <li>○ 日中韓の知財関連機関の協力態勢強化、ノウハウの共有、専門人材育成の重要性は益々高まると考えられ、長期的視点に立った拡充が必要と思われる。</li> </ul>

**【23 年度計画の主なポイント】**

・中国や韓国を始めとしたアジアの知財人材育成機関間の会合の開催等、情報交換及び相互協力を推進し、協力の進展結果に応じて協働研修の開催等を行う。

・WIPO（世界知的所有権機関）GNIPA（Global Network IP Academy）の会合に参加し、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深める。

**【実績】**

○第3回日韓知財人材育成機関間連携会合、第5回日中知財人材育成機関間連携会合、第2回日中韓知的財産人材育成機関長会合を開催し、各機関の取組状況について情報交換及び今後の三機関の協力事項についての討議を実施。

○日韓の協力関係に基づいて「韓国語特許文献の効果的なサーチ手法に関するセミナー」を開催（参加者144名）するとともに、日中の協力関係に基づいて、「中国專利指南セミナー」を開催（502名）。中国や韓国の出願件数が急増している中において、ユーザーの関心が極めて高い内容についての専門家セミナーは時宜を得たものであり、ユーザーからは高い評価。

○知的財産に関する教育、研修、調査研究等に関する情報交換・意見交換及び国際的な協力体制等について議論することを目的とする「WIPO 知的財産研修所長シンポジウム」において、「知財教育の学際的アプローチ」、「知財とグローバルイシュー」と題するプレゼンテーションを実施。参加者からは好反響。

### 3. 業務運営の効率化

<b>評価結果</b>	<b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b> 18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与水準の適正化及び人件費の削減、入札・契約の適正化が格段に進んでおり、業務運営は一段と効率化されている。</li> <li>○給与削減時の労使交渉や日常の業務運営において理事長のリーダーシップが発揮されるとともに、監事による監査も適確に行われており、内部統制の充実・強化が実現されている点を特に評価したい。</li> </ul>

#### <総論>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
<p>1. 業務の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズ、新たな政策課題、重点項目、業務量等の変動に応じて、人員配置及び組織等の見直しを的確かつ機動的に行う。</li> <li>・民間事業者等との協力・連携を図り、業務内容に応じて外部人材を積極的に活用する。</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○管理部門人員の削減と新規事業への充当が実行され、外的環境の変化に合わせた機動的な組織運営がなされている。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○利用者ニーズ、政策課題に機動的に対応するため、各部の業務内用及び業務量を常に精査し、以下のとおり人員配置・組織体制の見直しを的確に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理部：中国実用新案の和文抄録作成という年度途中の新規政策ニーズ等に対応するため人員増強。年度末にはIPDLを通じて当該和文抄録の提供を開始。</li> <li>・人材育成部：中国・韓国等の人材育成機関間の連携強化のため人員の増強</li> <li>・活用促進部：特許庁との交流人事により能力を増強。新規の海外知的財産プロデューサー事業を円滑に立ち上げ。</li> <li>・管理部門：人員を2名（契約担当及び経理担当）削減。その中で、随意契約、一者応札の削減を実現</li> <li>・相談部：人員1名を臨時・暫定的に削減</li> </ul> <p>○平成23年度から開始した「海外知的財産プロデューサー事業」において、民間企業等で豊富な知財経験と海外駐在経験を有した人材を契約職員として6名採用するなど、新規</p>

	<p>事業を円滑かつ効率的に実施する体制を整備。</p> <p>○サービス内容の点検、法的見地からの検討、ユーザーからの苦情・トラブル等に迅速かつ的確に対応するため、弁護士（顧問契約）による法律相談（3件）を実施。また、専門性が高い会計処理、経理事務についても監査法人（顧問契約）による指導・助言を活用。</p>									
<p>2. 業務・システムの最適化</p> <p>・「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムに係る監査及び刷新可能性の調査について検討する。</p>	<p>【実績】</p> <p>○特許庁業務・システム最適化計画の見直しの動向に関する情報を随時把握し、情報・研修館業務への影響について確認し、適時特許庁と協議を行うなど検討準備を開始。</p>									
<p>3. 業務の適正化</p> <p>・予算・設備等の資源配分の見直し等により業務の効率化を進め、一般管理費について前年度比3%以上の削減、業務経費について前年度比1%程度の削減を行う。</p>	<p>【評価】</p> <p>○経費削減にも積極的に取り組んでおり、平成23年度における大幅な削減実施は高く評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○平成23年度予算について、業務改善や調達コストの削減等に取り組むため、予算編成過程において効率化の削減目標を反映。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">22年度予算</td> <td style="text-align: right;">23年度予算</td> </tr> <tr> <td>一般管理費（役員等人件費除く）</td> <td style="text-align: right;">201,986千円</td> <td style="text-align: right;">188,118千円（▲6.9%）</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td style="text-align: right;">11,515,600千円</td> <td style="text-align: right;">8,487,003千円（▲26.3%）</td> </tr> </table> <p>○さらに、平成23年度の進ちょく状況を平成24年度予算に反映し、一般管理費については削減を前倒し、▲12.3%の削減率とした。</p>		22年度予算	23年度予算	一般管理費（役員等人件費除く）	201,986千円	188,118千円（▲6.9%）	業務経費	11,515,600千円	8,487,003千円（▲26.3%）
	22年度予算	23年度予算								
一般管理費（役員等人件費除く）	201,986千円	188,118千円（▲6.9%）								
業務経費	11,515,600千円	8,487,003千円（▲26.3%）								
<p>4. 内部統制</p>	<p>【評価】</p> <p>○コミュニケーションの充実により、ミッションの浸透に努力した点が見受けられ、評価できる。</p> <p>○内部統制に関して、監事による財務及び事業に関する監査機能の強化を図ったうえで、「理事長の指揮・マネジメントに関して問題になる点はない」との監査報告が得られている点、理事長以下全役員及び部長以上が出席する運営会議、現場職員や知的財産プロ</p>									

- ・総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。

デューサー等の契約職員との意見交換、全職員を対象とする訓示などを通じて事業実施に係る統御機能が確実に働くように理事長を中心として努力がなされている点を評価したい。

- 給与削減時の組合交渉や日常の業務運営において理事長のリーダーシップが発揮されており、また「事業成果ヒアリング」やその他インフォーマルな対話などを通じ、理事長と職員との間でコミュニケーションの機会を増やす努力がなされるなど、組織全体のガバナンス強化が図られている点は高く評価できる。

#### 【実績】

- 情報・研修館の内部統制の構築・強化を図るために、業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性確保の観点から、理事長以下全役員及び部長以上が出席する運営会議を毎月開催し、各事業の進捗・目標の達成状況の管理と目標達成を阻害するリスク要因の洗い出しを図る体制を整備済み。
- 理事長は、上記運営会議のほか、毎週開催の定例会議、契約審査委員会等において、適時、情報・研修館の課題、目標及びミッションの周知徹底、リスク要因の除去に向けた指示を実施。
- 理事長は平成23年10月の就任直後から、情報・研修館のコンパクトな組織の特性を踏まえ、個々の職員や外部人材（海外知的財産プロデューサー等）と密に意見交換を行い、法人ミッションの徹底と各職員の業務目標の摺り合わせに経常的に努めている。
- 情報・研修館のミッション及び組織運営方針の周知徹底にあたっては、従来から実施している新規採用職員を対象とした業務説明会（年2回）での講話に加え、平成23年度においては全職員に対する訓示（理事長就任時、年頭、年度末）、時宜に応じた理事長メッセージの全職員への発出（1/12 インサイダー取引注意喚起、2/7 事業成果ヒアリング所感、3/1 給与改定事情説明・周知、3/8 国際女性デー）などを通じ、職員とのコミュニケーション強化と問題意識の共有化を通じ業務改善の推進にリーダーシップを発揮。なお、業務説明会での講話内容については情報・研修館のイントラネットにも掲載し、役職員が常に共有できる環境を整備。
- 平成23年度は新たに組織の事業成果と次年度に向けた課題を洗い出すための「事業成果ヒアリング」を理事長主導のもと実施。ヒアリングを踏まえて年度計画及び年度計画予算に反映。
- 監事は、「監事監査要綱」の趣旨に沿って情報・研修館の業務及び会計について、適正かつ効率的な運営が確保されるよう毎年度監査方針及び監査計画書を作成し、監査を実施

<p>・政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>しており、内部統制についても監査を実施（5月、7月、10月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監事監査においては、理事長のマネジメントに留意しつつ、意思決定のための会議、委員会等の開催状況・適正性を確認済み（全10回）。</li> <li>○当該監査計画、監査結果については、理事長へ報告することが監事監査要綱により定められており、理事長のマネジメントについて問題となる点はない旨の結果を得ている。</li> <li>○監事監査において指摘した事項及び利用者から寄せられたニーズへの対応状況については、監事監査計画の項目に盛り込みフォローアップの体制を整備済み。</li> <li>○監事は、運営会議に出席し（10回）、事業計画・目標の達成状況や財務状況の確認（執行確認）等を行うとともに、監査報告以外の場においても職務執行の適法性・効率性を確保するための牽制機能を発揮。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報セキュリティポリシー」に基づく監査及び「個人情報保護規程」に基づく管理状況等の点検・監査を実施。</li> <li>○サイバー攻撃や標的型メールへの警戒について注意喚起を行い、各ウェブサイト（産業財産権相談サイト、IPDL等）への対策状況に係る緊急点検を実施。</li> <li>○職員に対しては、情報セキュリティポリシーに関する研修を実施するとともに、標的型メール配信による訓練を実施。</li> </ul>
<p>5. 官民競争入札等の活用</p>	<p>該当なし</p>
<p>6. 公益法人等に対する支出について</p>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年度における公益法人等への会費支出は以下の2件が該当。いずれも会費を支出する理由が認められ、会費支出によって会費支出額以上の便益が得られている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人公務人材開発協会 支出額 20,000円        （支出理由）同協会が開催する公務に携わる機関に向けた研修会等の受講料割引のため、及び、研修機関（会員）の研究成果の発表、研究討議、専門講師による指導助言等を内容とする研究会への参加を通じて人材開発、人事管理等に関する情報を得るため。</li> <li>（便 益）平成23年度においては3つの研修に4名が参加し、参加費は合計54,000円（非会員の場合の参加費は合計114,000円）であり、研修参加費のみで会費額（20,000円）を上回る60,000円分の便益があった。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・財団法人日本人事行政研究所 支出額 10,000 円<ul style="list-style-type: none"><li>(支出理由) 同研究所が主催する給与制度を始め、任用制度、サービス・勤務時間・休暇など各種の実務研修会等の受講料や同研究所が発行している法令集、解説書等の割引のため、及び、会員のみ得られる人事行政に関する各種情報等を人事に活用するため。</li><li>(便 益) 平成 23 年度においては 5 つの研修に 6 名が参加し、参加費は合計 52,000 円（非会員の場合の参加費は合計 74,000 円）であり、研修参加費のみで会費額（10,000 円）を上回る 22,000 円分の便益があった。</li></ul></li></ul> |
|--|--|

<入札・契約に関する事項>

<p>個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準</p>	<p>平成23年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）</p>
<p>入札・契約の適正化</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分割発注、複数年契約の活用、仕様書要件の緩和など、一者応札の件数の削減に積極的に取り組んでおり、件数ベース・金額ベースの双方で大幅減が実現されるなど入札・契約の適正化が格段に進んだものと評価できる。</li> <li>○競争性を有する契約方式の促進や一者応札案件の解消など経費削減の努力が奏功していると考えられるものの、一方で分割契約等に起因するデメリットも生じつつあるとの認識下で今後の契約の在り方を引き続き検討することを要する。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「随意契約等見直し計画」の厳正な実施を徹底するため、学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を開催し、平成21年度及び22年度に点検を行った随意契約17件、一者応札・一者応募22件についてフォローアップを実施。随意契約が減少し、複数応札・応募の案件が増加傾向と改善の傾向が見られることを確認。</li> <li>○「契約事務取扱要領」に定める契約に係る情報の公表の基準に基づき、随意契約・一般競争入札の契約状況をホームページに公表。随意契約によらざるを得ない契約は、少額のもの以外は、契約締結後速やかにホームページに案件名や契約先・理由等を公表し、契約締結状況の透明性確保に努めている。</li> <li>○契約に係る規程類は国と同様となっており、「会計規程 第5章 契約」及び「契約事務取扱要領」を情報・研修館ホームページに掲載して契約関係の規程を公表。</li> <li>○契約の妥当性を図るための契約審査委員会を開催（16回開催、27件の契約審査）。</li> <li>○契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い総務部に契約依頼、理事長が最終決裁を実施。契約審査委員会等において、事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部と契約担当を切り離すことで相互けん制を企図。理事長は、契約審査委員会委員長として事前の契約審査の最終判断を実施。</li> <li>○「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、必要に応じて説明会を開催することで入札参加機会の拡大を図り、説明会から提案書締切りまでの期間を十分に確保するなど、事業者が計画的に提案を行えるような運用を実施。</li> </ul>

- 契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「公開特許公報英文抄録作成事業」及び「外国特許明細書等欧文抄録作成事業」については、データ抽出・編集作業と翻訳作業とを切り分けるとともに、翻訳作業についてはさらに国際特許分類に対応したセクション等に分割することで、競争に参入しやすい適正な発注規模とした結果、一般競争入札では全ての区分について複数の応札者があり、一者応札が完全に解消されるとともに、一部のセクションで契約先が入れ替わるなど特定企業への契約の集中の改善をみた。いずれも、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）においても指摘された契約。
- 監事は、契約監視委員会の委員として契約点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。
- 監査計画に基づき監事監査を実施し、契約担当職員から契約の実施状況等について聴取。（5月、10月）
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「取引関係の見直し」も踏まえ、引き続き競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成23年度において一者応札・応募となった契約の次回の契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組む。
- 平成23年度においては、関係公益法人との契約は5件。全て一般競争入札であり、当該法人との随意契約はない。

<p>(参考1) 契約に係る公表の基準の整備及び実施状況</p>	<p>○「契約事務取扱要領」第30条の2において、「公共調達に適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)」に準じて契約に係る情報の公表の基準を定め、これに基づき、契約情報を期限内に情報・研修館ホームページに公表。</p> <p>【独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領】 (契約に係る情報の公表)</p> <p>第30条の2 契約担当職等は、契約(予定価格が第24条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものは除く)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 物品等又は役務の名称及び数量</li> <li>二 契約担当職等の氏名並びにその所属する名称及び住所</li> <li>三 契約締結日</li> <li>四 契約の相手方の氏名及び住所</li> <li>五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く)。</li> <li>六 契約金額</li> <li>七 予定価格(公表したとしても、それらの契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は、情報・研修館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る)。</li> <li>八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く)。</li> <li>九 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載する)。</li> <li>十 情報・研修館の主務省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に情報・研修館の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数</li> <li>十一 その他必要と認められる事項</li> </ol> <p>○また、政府の要請等に従い、「経済産業省行政支出見直し計画」(平成21年3月)を踏まえた公益法人等への契約による支出状況、「随意契約見直し計画」(平成22年4月)に基づく当該計画のフォローアップ状況を情報・研修館ホームページにおいて毎年度公表。</p>
<p>(参考2) 契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性</p>	<p>○少額随意契約の基準額、競争入札に関する入札公告期間、予定価格の作成等、契約に係る規程類は国と同様の規定となっており、「会計規程 第5章 契約」及び「契約事務取扱要領」を情報・研修館ホームページに掲載して契約関係の規程を公表。</p>

(参考3) 契約の適正実施確保のための取組状況

- 契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い、総務部契約担当部署へ契約依頼、理事長が決裁を実施。契約審査委員会等で事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部署と契約担当部署を切り離すことで相互けん制を企図。法人の長（理事長）は、契約審査委員会の委員長として契約の事前審査の最終判断を実施。
- 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を16回開催し、27件の契約案件の審査を実施。
- 政府調達案件及び総合評価落札方式による調達を行う際には、物品等調達審査委員会を開催し、仕様等についての審査を実施（14回開催、21件の契約案件の審査）。
- 総合評価落札方式又は公募による調達において事業者の選定をするにあたっては、外部委員を起用した技術審査委員会等を開催し、審査を実施。
- 「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、必要に応じて説明会を開催することで入札参加機会の拡大を図り、説明会から提案書締切りまでの期間を十分に確保するなど、事業者が計画的に提案を行えるような運用を実施。
- 「随意契約等見直し計画」の厳正な実施を徹底するため、学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を開催し、平成21年度及び22年度に点検を行った随意契約17件、一者応札・一者応募22件についてフォローアップを実施。随意契約が減少し、複数応札・応募の案件が増加傾向と改善の傾向が見られることを確認。
- 監事は、契約監視委員会の委員として契約点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。
- 監査計画に基づき監事監査を実施し、契約担当職員から契約の実施状況等について聴取。（5月、10月）

(参考4) 平成23年度に締結した契約の状況

(単位:件、百万円、%)

	平成22年度			平成23年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	49 (6)	8,092	69%	50 (3)	6,808	67%
企画競争・公募	10 (0)	51	/	13 (0)	70	/
随意契約	6	382		3	587	
合計	65	8,525		66	7,466	
随意契約の割合	9.2%	4.5%		4.5%	7.9%	

- 平成23年度においても原則として競争性のある契約による調達を実施し、「随意契約等見直し計画」において真にやむを得ないものとして整理した契約以外については競争性のある契約による調達を実施。なお、随意契約を締結した3件の内訳は(参考5)のとおり。
- 随意契約件数は、事業の終了等に伴い平成22年度の6件から減少したが、契約金額はシステム開発規模が平成22年度と比較して大きかったことから増加となっている。
- 随意契約理由及び随意契約金額の妥当性については契約監視委員会において点検を実施。特段の指摘はなし。

応札(応募)者	一般競争入札		指名競争入札		企画競争		公募		合計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
二者以上	43	47	0	0	10	13	0	0	53	60
一者	6	3	0	0	0	0	0	0	6	3
合計	49	50	0	0	10	13	0	0	59	63
一者の割合	12.2%	6.0%	0%	0%	0.0%	0.0%	0%	0%	10.2%	4.8%

- 一者応札・応募の件数割合は前年度から減少。(10.2%→4.8%、6件→3件)
- 平成23年度においては、10件の契約について一者応札を解消。(平成22年度の一者応札件数は6件であるが、複数年契約を活用しているため、前年度との件数比較では一致しない。)
- 一般競争入札等の実施に当たっては、事業者の入札機会の拡大を図るため、可能な限り説明会を実施し、原則、説明会から入札等の締切りまでの期間の十分な確保(10日間以上、総合評価方式等の提案書を作成する案件については、同期間を14日以上)、仕様書条件の見直し、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を実施しているものについて、事業を分割し複数の契約とする見直しを実施。
- 例えば、契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「公開特許公報英文抄録作成事業」及び「外国特許明細書等日文抄録作成事業」については、データ抽出・編集作業と翻訳作業とを切り分けるとともに、翻訳作業についてはさらに国際特許分類に対応したセクション等に分割することで、競争に

	<p>参入しやすい適正な発注規模とした結果、一般競争入札では全ての区分について複数の応札者があり、一者応札が完全に解消されるとともに、一部のセクションで契約先が入れ替わるなど特定企業への契約の集中の改善をみた。いずれも、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）においても指摘された契約。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一者応札となった契約のうちの一部については、事業において極めて特殊な情報サービスや特許データを取り扱うこととなるため、事業者が限定されることが挙げられる。入札可能性調査の実施により競争の余地がないことを確認するとともに、契約監視委員会に報告。</li> <li>○「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「取引関係の見直し」も踏まえ、引き続き競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成23年度において一者応札・応募となった契約の次回の契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組む。</li> <li>○一般競争入札49件のうち、落札率が95%以上となった契約は7件（前年度4件）</li> </ul> <p>※落札率が高かった契約は、過去の契約実績を元に予定価格を作成したところ、応札者が同様の想定で応札した結果、予定価格と落札価格の差が生じなかったためと推察。</p>															
<p>（参考5）随意契約によらざるを得ない契約の内訳</p>	<p>○情報システム関連業務（3件、587,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン電子出願ソフトウェアの改造、特実公報システムの改造、意商審公報システムの改造であり、既存システムとの互換性確保のため随意契約とせざるを得なかったもの（3件）</li> </ul>															
<p>（参考6）関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等）との契約の状況</p>	<p style="text-align: right;">（単位：千円、％）</p> <table border="1" data-bbox="613 951 2107 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">法人名称</th> <th rowspan="2">総事業収入金額</th> <th colspan="3">独立行政法人の発注等による収入金額（割合）</th> </tr> <tr> <th>競争入札</th> <th>企画競争・公募</th> <th>随意契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連公益法人等</td> <td>（一財）日本特許情報機構</td> <td>6,227,868</td> <td>3,451,884 (67.8%)</td> <td>1,642,260 (32.2%)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「独立行政法人の発注等による収入金額（割合）」は、関係法人の総事業収入金額に占める独立行政法人との契約金額（契約形態ごと）の割合を記載</p> <p>※詳細は、連結財務諸表の附属明細書を参照</p> <p>○平成23年度においては、関係公益法人との契約は5件。全て一般競争入札であり、当該法人との随意契約はない。</p>	区分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額（割合）			競争入札	企画競争・公募	随意契約	関連公益法人等	（一財）日本特許情報機構	6,227,868	3,451,884 (67.8%)	1,642,260 (32.2%)	—
区分	法人名称				総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額（割合）										
		競争入札	企画競争・公募	随意契約												
関連公益法人等	（一財）日本特許情報機構	6,227,868	3,451,884 (67.8%)	1,642,260 (32.2%)	—											

- これまで一者応札であった「公開特許公報英文抄録作成事業」及び「外国特許明細書等日文抄録作成事業」は、データ抽出・編集作業と翻訳作業とを切り分けるとともに、翻訳作業についてはさらに国際特許分類に対応したセクション等に分割することで、競争に参入しやすい適正な発注規模とした結果、一般競争入札では全ての区分について複数の応札者があり、一者応札が完全に解消されるとともに、一部のセクションで契約先が入れ替わるなど特定企業への契約の集中の改善をみた。
- こうした取組の成果として、平成 23 年度においては、当該法人の事業収入の金額のうち、情報・研修館からの発注等に係る金額及び割合はともに減少（22 年度 6,914,800 千円、87.2% 23 年度 5,094,144 千円、81.2%）。
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）における「取引関係の見直し」も踏まえ、これらの事業の次回の契約更改時には、契約監視委員会の点検結果に基づき、真の競争性の確保に向けて、適正な事業規模に分割した上での調達、一般競争入札（総合評価落札方式）の拡大等、さらなる調達改革に取り組む。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、平成 23 年 7 月以降「独立行政法人と一定の関係を有する法人」と新たに契約を締結する場合には、当該法人との再就職及び取引等の状況の公表を行うこととされているが、平成 23 年度においては該当する契約はなかった。

## < 役職員の給与等に関する事項 >

<p>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</p>	<p>平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</p>
<p>役職員の給与等の水準の適正化</p> <p>・ 給与水準の適正化の取組を継続するため、国家公務員の給与に準じ、人事院勧告を踏まえた給与改定を行うとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○給与水準の適正化については、理事長をはじめとする幹部の誠実で粘り強い交渉により、自律的・自主的な労使関係の枠内で政府の要請に応じた給与改定を実現したことは高く評価できる。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○国家公務員と同程度の給与水準の維持に向け、平成23年度においては「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、給与減額措置のうち人事院勧告実施分については国家公務員と同じ平成24年3月1日に給与改定を実施。</p> <p>○情報・研修館の給与水準は国家公務員を上回っている（対国家公務員指数111.5）が、職員全員が東京都特別区（1級地）勤務者であり、在職地域を勘案した場合は、国家公務員の給与水準を下回る水準（地域勘案指数97.2）。</p> <p>○給与水準の適正化の取組を継続するため、国家公務員の臨時特例による給与減額についても、理事長が労働組合と3月中に交渉を3回実施。役員については平成24年4月から、職員については平成24年5月から給与減額を実施。</p> <p>○業務の効率化を図り、人員配置の見直しや職員の削減など、給与構造改革を踏まえ、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に準じた取組を継続した結果、5年間で5%以上の人件費削減目標に対し、平成23年度末での実績は6年間で△21.2%となり、削減目標を大幅に達成。人件費執行額も前年度を下回る水準。</p> <p>○対国家公務員指数をはじめとする役職員の報酬・給与の状況については、情報・研修館のホームページにおいて公表済み。</p>

(参考1) 役員の報酬等の支給状況

(単位:千円)

	報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)
法人の長	9,343	6,347	1,959	990(地域手当) 47(通勤手当)
法人の長	7,111	5,497	588	989(地域手当) 37(通勤手当)
理事A	667	667	—	—
理事B	13,662	8,684	3,094	1,563(地域手当) 321(通勤手当)
監事A(非常勤)	1,459	1,459	—	—
監事B(非常勤)	1,459	1,459	—	—

(参考)全独立行政法人平均(平成22年度)

理事長	17,833	
理事 (一人当たり)	14,926	
監事 (一人当たり)	13,112	

(参考)国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例(平成23年人事院)

事務次官(8号俸)	22,652
-----------	--------

(参考2) 役員報酬への業績反映の仕方

【独立行政法人工業所有権情報研修館役員報酬規程】  
(業績給)

第8条 業績給は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号第32条第3項)に基づき、経済産業省独立行政法人評価委員会から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果(以下「評価結果」という。)の通知を受けた日(以下「評価結果通知日」という。)から起算して一月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。

2 (略)

3 (略)

4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
A A 評価	100 分の 10
A 評価	100 分の 7.5
B 評価	100 分の 5
C 評価	100 分の 2.5
D 評価	100 分の 零

5 常勤役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績給の額は、評価委員会の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（参考 3）常勤役員の退職手当の支給状況

				（単位：千円、月）
	支給総額	法人での在職期間	業績勘案率	摘要
法人の長	9,665	6年11月	1.0	独立行政法人評価委員会による業績の評価により業績勘案率を1.0とし、当館役員退職手当規程により支給
理事A	4,344	4年0月	1.0	独立行政法人評価委員会による業績の評価により業績勘案率を1.0とし、当館役員退職手当規程により支給

（参考 4）常勤職員の給与の支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	年間平均給与額(千円)		
			総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与
常勤職員	45	46.7	7,940	6,005(186)	1,935
うち事務・技術	45	46.7	7,940	6,005(186)	1,935

（注）常勤職員には在外職員等は含まない。

(参考5) 職員と国家公務員との給与水準の比較

①ラスパイレス指数の状況

<事務・技術職員>

対国家公務員(行政職(一))	111.5
地域勘案	97.2
学歴勘案	112.3
地域・学歴勘案	99.9

(※)国の給与水準を100としたときの指数

②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

○職員全員が東京都特別区(1級地)勤務者であるため対国家公務員(行政職(一))指数は111.5となっているが、在職地域を考慮した場合、国家公務員の給与水準を下回っている(地域勘案指数97.2)。

(参考6)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費改革の進捗状況等

○人件費削減方式を採用している。

(単位:千円)

	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績
給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	899,257	786,904
人件費削減率		2.8%	△3.4%	△10.0%	△10.4%	△10.7%	△21.2%

(※1)「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。

- ・平成17年度実績は、実績額710,909千円に、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)に見合う平成17年度人件費推計額を加算。
- ・平成18年度実績額は、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)を含めていない。
- ・平成19年度以降の実績額には、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)分を含めている。

(※2)人件費削減率は、平成17年度実績に対する削減率を示している。ただし、平成18年度については、19年1月1日増員分(34名)を含まない平成17年度実績額717,909千円に対する削減率を示している。

(※3)人件費削減率の補正值は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

<p>(参考7) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項</p>	<p>○業績評価・能力評価の評価結果を参考にし、勤勉手当及び俸給月額に反映。</p>
<p>(参考8) その他</p>	<p>○平成19年度に職員親睦会への補助に係る規程を廃止しており、平成23年度においてもレクリエーション経費の支出はない。</p> <p>○福利厚生費については、情報・研修館職員は「国家公務員共済組合法」第124条の3の規定により同法の適用を受けるため、情報・研修館の共済事業に関する法人負担・本人負担は国家公務員と同様。国共済以外の法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断・医師、防災・医薬用品、弔事の供花であり、その他の支出はない。</p> <p>○情報・研修館における通勤手当、住居手当等諸手当に係る規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」「人事院規則」等に準拠しており、支給要件、上限額に国家公務員との差異はない。</p>

#### 4. 財務内容

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B</b>	
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健全で問題のない財務内容である。</li> <li>○業務効率化やコスト削減努力が決算数値にも表れている。削減分をより有効性の高い新事業に振り向けるなどの活動を今後も期待したい。</li> </ul>	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成23年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<b>1. 財務内容</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの活用を行う。</li> <li>・ 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえて作成した平成23年度予算に基づき効率的な運営を行う。</li> <li>・ 人材育成業務において研修内容に応じて実費の徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努め</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営費交付金債務を約12億円計上しているが、事業に遅れが生じているものではなく、主に競争的契約による節減、予定件数の変動等により発生したものであることを踏まえれば、業務運営の効率化に向けた取組の成果であると認められる。今後は、資金の有効活用を図るべく、より有効性の高い事業に振り向けるなど有効活用の可能性等を検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結し専門的な部分について指導・助言を受けた。</li> <li>○財務諸表については経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館のホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めている。</li> <li>○一般管理費については中期目標期間中15%程度、業務経費については前年度比1%程度の効率化を図るという目標を踏まえて第3期中期計画予算及び平成23年度予算を作成。</li> <li>○予算執行に係るヒアリングを適宜実施するとともに、原則、毎月開催の運営会議で事業の進捗よく及び予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等の進捗管理を厳格に実施。</li> <li>○公報閲覧室における複写手数料及び民間企業等向けの研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ実費勘案相当の料金を徴収し、自己収入の確保に努めた。</li> <li>○「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)</li> </ul>	

<p>る。</p>	<p>及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月政策評価・独立行政法人評価委員会）も踏まえ、引き続き、可能な限り自己収入の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="891 279 1635 478"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写手数料収入</td> <td>3,870千円</td> <td>1,986千円</td> </tr> <tr> <td>研修受講料収入</td> <td>74,765千円</td> <td>86,838千円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>9千円</td> <td>9千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78,644千円</td> <td>88,833千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	複写手数料収入	3,870千円	1,986千円	研修受講料収入	74,765千円	86,838千円	その他の収入	9千円	9千円	計	78,644千円	88,833千円
	平成22年度	平成23年度														
複写手数料収入	3,870千円	1,986千円														
研修受講料収入	74,765千円	86,838千円														
その他の収入	9千円	9千円														
計	78,644千円	88,833千円														
<p>2. 保有資産の有効活用</p>	<p>【実績】</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="875 632 1989 831"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>帳簿金額</th> <th>利用状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>建物附属設備</td> <td>情報・研修館内</td> <td>22,571</td> <td>公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフトウェア</td> <td>情報・研修館内</td> <td>1,480,793</td> <td>電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「独立行政法人整理合理化計画」で処分するとされた資産は該当なく、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）の「不要資産の抜本的直し」に言及ある福利厚生施設等の資産は保有していない。</p> <p>○本部事務所は東京都に設置、特許庁及び経済産業省別館を無償使用。賃貸借を行っている地方公報閲覧室は平成22年度末までに廃止。その他の支所、海外事務所等はない。</p> <p>○資金運用は短期的な金融機関への預金のみ。</p>	用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等		建物附属設備	情報・研修館内	22,571	公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。		ソフトウェア	情報・研修館内	1,480,793	電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。
用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等												
	建物附属設備	情報・研修館内	22,571	公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。												
	ソフトウェア	情報・研修館内	1,480,793	電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。												
<p>3. 欠損金、剰余金の適正化</p>	<p>【評価】</p> <p>○4百万円の損失を計上しているが、要因は減価償却費の影響によるものであり、会計上不可避免的に発生するものであることに鑑みれば、情報・研修館の業務運営上に問題があるものではないと認められる。</p> <p>【実績】</p>															

	<p>○当期純損失として、4百万円を計上。</p> <p>○キャッシュフローを伴わない費用である減価償却費の影響によるものであり、業務運営に問題が生じているものではない。</p>
4. リスク管理債権の適正化	○リスク管理債権はない。
5. 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用の適正化	○年金、基金、共済等の事業運営のための資金はない。
6. その他	○他法人に対する出資、貸付等はない。

<貸借対照表（B／S）>

貸借対照表（B／S）		（単位：百万円）		特筆すべき事項
		H24. 3. 31現在	H23. 3. 31現在	
流動資産	2,793	10,695	<p>○平成 22 年度と比較すると現金及び預金が大きく減少しているが、22 年度は第 2 期中期目標期間の最終事業年度であったため、運営費交付金債務の収益化により生じた利益剰余金を積立金化し、平成 23 年度に特許特会へ国庫納付したことが要因。</p> <p>○平成 23 年度においては、運営費交付金債務を 11.8 億円計上。競争的調達（一般競争）の実施による節減（約 3.5 億円）、公報システム等の開発項目の絞込・精査等の計画変更等による節減（約 3.1 億円）、出願件数の減少等の外的要因に伴う節減（約 1.1 億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</p>	
現金及び預金	2,791	10,694		
その他	2	1		
固定資産	1,506	1,346		
有形固定資産	25	28		
無形固定資産	1,482	1,319		
ソフトウェア	1,481	1,318		
その他	1	1		
<b>資産合計</b>	<b>4,300</b>	<b>12,041</b>		
流動負債	2,824	3,235		
運営費交付金債務	1,181	0		
未払金等	1,643	3,235		
固定負債				
資産見返負債	1,478	1,314		
<b>負債合計</b>	<b>4,303</b>	<b>4,549</b>		
資本剰余金	1	1		
利益剰余金	▲ 4	7,491		
<b>純資産合計</b>	<b>▲ 3</b>	<b>7,492</b>		
<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,300</b>	<b>12,041</b>		

（注）四捨五入で算出しているため、合計額が合わないことがある。

< 損益計算書 (P/L) >

(単位：百万円)			特筆すべき事項
損益計算書 (P/L)	H23. 4. 1~H24. 3. 31	H22. 4. 1~H23. 3. 31	
業務費	8,113	11,085	○平成23年度においては、4百万円の純損失を計上。 ○取得済みの固定資産に係る減価償却費の影響により、費用が収益を上回ったために生じたもの。会計上不可避免的に発生するもので、業務運営上の問題が生じているものではない。
工業所有権関係公報等閲覧業務費	289	359	
審査審判関係図書等整備業務費	228	240	
工業所有権情報流通等業務費	—	2,150	
特許情報の高度利用権利化推進業務費	817	—	
工業所有権情報普及業務費	5,179	6,190	
工業所有権相談等業務費	142	155	
情報システム関連業務費	769	1,402	
人材育成業務費	690	587	
一般管理費	271	260	
経常費用	8,384	11,344	
運営費交付金収益	7,867	18,379	
複写手数料収入	2	4	
研修受講料収入	87	75	
資産見返運営費交付金戻入	424	346	
雑収入	0	0	
経常収益	8,379	18,803	
経常利益	▲4	7,459	
臨時損失	—	—	
当期純利益	▲4	7,459	
当期総利益	▲4	7,459	

(注) 四捨五入で算出しているため、合計額が合わないことがある。